

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（学術）	氏名	菅 真 城
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論文題目			
大学アーカイブズの理念、設立及び活用に関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教授	布 川	弘
審査委員	教授	佐 竹	昭
審査委員	教授	水 羽	信 男
審査委員	教授	小 池	聖 一（国際協力研究科）
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、情報公開法の制定・国立大学の法人化・公文書管理法の制定などに伴って近年設立され始めた大学アーカイブズ（文書館）の理念と実態について明らかにし、今後発展されるための展望を見定めようとするものである。申請者は、広島大学大学院文学研究科博士課程後期を単位取得満期退学した後、広島大学文書館での勤務を経て、現在は大阪大学アーカイブズに勤務しており、現役のアーキビストとして他大学のアーキビストと実体験を共有しながら、緒に就いたばかりのアーカイブズ研究の分野で、パイオニアの役割を果たしている。</p> <p>論文は序章、三部十章と補論、終章で構成されている。序章で大学アーカイブズの設置状況を概観し、第一部第一章では、大学アーカイブズが自己点検・評価の役割を期待されながらも、むしろ法人文書を保存・公開する「機関アーカイブズ」としての役割を基本とし、大学のアイデンティティーを確認し、社会に対する説明責任を果たす場として位置づけられているとする。同第二章では、大学アーカイブズの現状を見極め、大学アーカイブズが「機関アーカイブズ」を核としながらも、教育研究の成果や個人の関係文書などの「収集アーカイブズ」としての役割をもち、「トータルアーカイブズ」の役割を果たすべきだとしている。第二部では、第一部で明らかにした理念との関係で、具体的にどのように大学アーカイブズが設立され、運営されているかを明らかにしている。第二部第三章では、広島大学文書館の設立の経緯、同第四章では年誌編纂とは別個に成立した大阪大学アーカイブズ設立の経緯を分析している。同第五章では、主として大阪大学アーカイブズを事例に、情報公開法が大学アーカイブズの設置を促したが、公文書管理法は大学文書館の「機関アーカイブズ」化を必然化しつつも、逆に大学アーカイブズの設置を難しくしたと評価している。同第六章では、各大学文書館の規程の比較分析を通じて、大学アーカイブズの設立目的や、めざす業務を明らかにしている。同第七章では、国立大学アーカイブズにおける法人文書管理規則などに見られる法規上の問題点、とりわけ情報公開法との関わりで見られる不備などを指摘している。同第八章では、公文書管理法の内容と、それが国立大学アーカイブズに及ぼした影響について検討し、法人文書の国立公文書館への移管が現実的ではなく、その一括廃棄が危惧される状況の中で、アーカイブズが必須であるとしている。同第九章では、そうした状況の中で、公</p>			

文書管理法に対して国立大学法人がどのように対応しているか、「国立公文書館等」の指定の問題を中心に、具体的に分析している。第三部第十章では、広島大学と大阪大学の事例を取り上げ、大学の建学の精神を裏付け、そのアイデンティティ形成に寄与する大学アーカイブズの意味について明らかにしている。そして最後の付論では、地域の利用者に活用される大学アーカイブズの可能性を考察し、終章で全体のまとめと課題の提示を行っている。

本論文は、情報公開法・国立大学法人化・公文書管理法などの法制度について、実際に運用する側から学問的な評価を行い、同時に大学の社会的な役割を見据えて、大学アーカイブズの求められる姿を見定め、現状の問題点を極めて明確に浮き彫りにしている。当該分野の体系的な研究として先駆的な役割を果たし得る論文であると評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。